

## 富田林市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、低入札価格調査を適用する建設工事の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本調査は、総合評価落札方式による入札を実施する工事について適用する。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、あらかじめ市が設けた最低制限価格の算出方法と同一の計算式により算出する。

(低入札価格調査委員会の設置等)

第4条 低入札価格調査を適正に行うため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 6 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めること

ができる。

9 委員長がやむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

10 委員会の事務局は、契約担当課に置く。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査の対象とする工事については、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象とする工事であること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低入札価格入札者」という。）は、落札候補者となっても落札者とならない場合があること。
- (3) 低入札価格入札者については、低入札価格調査を実施した上で落札者と決定すること。
- (4) 低入札価格入札者は、低入札価格調査に必要な書類を提出すること。
- (5) 低入札価格入札者は、事情聴取等の調査に協力すること。
- (6) 低入札価格調査に協力しないときは、契約締結の意思がないとみなされ失格となること。

(入札の執行)

第6条 総合評価落札方式による入札の結果、最も高い評価値であった者が低入札価格入札者であった場合は、当該低入札価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対する落札の決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、その結果に基づき落札者を決定するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 当該入札価格で、契約の内容に適合した履行がなされるかを判断するため、調査対象者に対して低入札価格調査に必要な書類の提出を求め、次に掲げる事項について事情聴取等を実施するものとする。

- (1) 低入札価格調査報告書（様式1）

- (2) 当該価格で入札した理由（任意様式）
  - (3) 積算内訳書（任意様式）
  - (4) 手持工事の状況（別記1）
  - (5) 当該工事現場と入札者の事務所、倉庫等との地理的関連（任意様式）
  - (6) 手持資材、手持機械等の状況（別記2）
  - (7) 資材購入先との関係（別記3）
  - (8) 労務者の確保計画（別記4）
  - (9) 過去に施工した公共工事名及び履行状況（別記5）
  - (10) 建設副産物の搬出地（別記6）
  - (11) 経営内容（任意様式）
  - (12) 信用状況（任意様式）
  - (13) その他必要と認める書類
- 2 前項の事情聴取等については、契約担当課が行うものとする。また、必要に応じ、発注担当課に協力を依頼できるものとする。
- 3 第1項の事情聴取等を終了したときは、低入札価格調査報告書（様式1）により、委員会に付議するものとする。

（契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合の措置）

第8条 委員会による調査審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合は、富田林市建設工事総合評価審査委員会の承認を経たうえで調査対象者を落札者と決定し、その結果を落札者及びその他の入札者に通知するものとする。

（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合の措置）

第9条 委員会による調査審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、次に評価値が高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。ただし、次順位者が低入札価格入札者であった場合には、その入札者について低入札価格調査を実施する。

(誓約書の提出)

第10条 調査対象者を落札者とする場合は、当該調査対象者から契約の内容に適合した履行を確約する旨の誓約書(様式2)を提出させるものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

別表1

委員長	副委員長	委員
契約担当部長	契約担当課長	契約担当課 職員  (発注担当課)  総括監督員 主任監督員 一般監督員

(様式1)

年 月 日

## 低入札価格調査報告書

富田林市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

当社が下記工事に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 工 事 名 :

2. 入札年月日 : 年 月 日

3. 入札 価 格 :

4. 提 出 書 類

- (1) 当該価格で入札した理由 (任意様式)
- (2) 積算内訳書 (任意様式)
- (3) 手持工事の状況 (別記1)
- (4) 当該工事現場と入札者の事務所、倉庫等との地理的関連 (任意様式)
- (5) 手持資材、手持機械等の状況 (別記2)
- (6) 資材購入先との関係 (別記3)
- (7) 労務者の確保計画 (別記4)
- (8) 過去に施工した公共工事名及び履行状況 (別記5)
- (9) 建設副産物の搬出地 (別記6)
- (10) 経営内容 (任意様式)
- (11) 信用状況 (任意様式)
- (12) その他必要と認める書類

(別記1) 手持工事の状況

発注者	工事名	工期	金額	工事場所

(別記2) 手持資材、手持機械等の状況

品名・機械等の名称	規格・形式	数量	備考

(別記3) 資材購入先との関係

品名	規格	購入先	決済方法	備考

(別記4) 労務者の確保計画

工種	職種	員数(日数)	自社又は下請の別

(別記5) 過去に施工した公共工事名及び履行状況

発注者	元請・下請	工事名	工期	請負金額

完了済の公共工事(同種・同規模)について記入する。

(別記6) 建設副産物の搬出地

建設副産物	受入予定箇所	受入価格

(様式2)

年 月 日

富田林市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

### 誓 約 書

年 月 日付け、審査結果通知のあった下記工事については、当社が契約の相手方となったときは、当該入札価格により設計図書等に基づき、契約の内容に適合した施工を行うことを誓約致します。

なお、この誓約に反した場合は、いかなる取扱を受けましても、一切異議を申し立てません。

### 記

工 事 名 :